

青木中学校 保護者 様

## 学年末休業・春季休業中の生活についてのお願い

川口市立青木中学校  
校長 岸田 健吾

春季休業中の事故や非行を防止し、健全な生活を送らせるように、川口市補導会が中心となり協定事項が設定されています。長期にわたる休業であり、問題の起こりやすい季節でもあります。子どもたちの健全な成長を期するため、家庭と学校が協力し、子どもたちを見守っていただかなければなりません。補導会が設定した協定事項の通り、下記の点についてご家庭でのご指導を宜しくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ拡大防止について  
発熱などの症状があるなど体調の悪いときは、無理をせず自宅で休養してください。自分のもとより周囲への感染拡大を防ぐため、不要不急の外出はなるべく避けるようにしてください。

### 1. 生活について

- (1) 見知らぬ人や不審な者などの誘いにのらないことを徹底させるとともに、車を利用した悪質な行為も十分に注意させてください。もし、不審者に声をかけられた時には、すぐに近くの民家や店舗に助けを求め、110番に通報するようにしてください。
- (2) 人通りの少ないところの通行や一人歩きは避けるよう指導してください。また、エレベーターの利用の際には、周囲を確認するなど十分注意させてください。
- (3) 外出の際は、必ず保護者に用件・行き先・同行者を告げ、了解のもとに出かけることを徹底させてください。塾や習い事等で、帰宅が遅くなる場合は、安全に十分気を付けるようにしてください。門限等は各家庭で設定し、ご指導ください。
- (4) 不必要な外出をひかえ、夜間に一人または友達同士で外出しないことを徹底させてください。
- (5) 恐喝・ひったくりの被害が多発しているため、不要な金銭の持ち歩きを止めさせるようご指導ください。
- (6) 進級・進学の間接をとりえて、進路についてじっくり話し合う時間をつくってください。
- (7) キックボードやスケートボード、ローラースケート等々の公道での使用は禁止となっていますのでさせないようにしてください。

### 2. ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ等について

- (1) 生徒のみで行くことはやめさせてください。(川口市補導会協定事項より)
- (2) 他校生を含めて、多様な人が集まり、非行のきっかけとなることが大変多い場所であるため、注意が必要です。
- (3) 薬物にかかわる誘いには絶対にのらないように指導してください。また、すぐに警察に通報してください。

### 3. 旅行(遠出)外泊について

友達同士での外泊(友達の家を含む)はやめさせてください。

※2・3については新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ感染拡大防止から極力避けるようにさせていただきます。

### 4. 交通安全指導について

- (1) 自転車で外出する場合は次の事項を徹底させてください。  
①二人乗りの禁止 ②無灯火での乗車禁止 ③イヤホンをしての乗車禁止  
④信号・標識無視の禁止 ⑤車の前後から飛び出し禁止 ⑥傘さし運転禁止  
⑦運転時の携帯電話の使用禁止 ⑧左側通行の厳守  
※平成30年4月から県内で自転車を利用する場合は自転車保険の加入が義務化となりました。(ヘルメットの着用)
- (2) 駅周辺の駐輪は、決められた場所のみを使用させてください。
- (3) 道は広がって歩かないようにご指導ください。

### 5. 学習について

- (1) 長期休業はとにかく勉強の習慣が途絶える時期です。学習を欠かさないようにさせてください。
- (2) 宿題は、先延ばしせずに、計画的に早めに取り組ませてください。

### 6. 部活動について(まだ一年生なので参加はしないで。)

- (1) 部活動には積極的に参加させてください。参加の際は健康観察カードの提出をお願いします。参加できないときは、必ず顧問の先生に連絡するようお願いいたします。
- (2) 部活動の際、自転車登校は禁止しています。練習試合の場合には、顧問の先生の指示により、自転車登校が許可されることもあります。(ヘルメット着用)
- (3) 登下校の際、交通事故に遭わぬよう、起こさぬよう十分注意させてください。

### 7. 健康について

暴飲暴食をしないように、十分身体の健康に気をつけさせてください。  
また、学校から治療通知をもらった生徒は、必ず休み中に治療を終えてください。

### 8. その他

- (1) アルバイトは禁止されています。
- (2) 最近、電話で住所を聞いたり、商品を送りつけて代金を請求する事件が発生しています。被害に遭わないよう注意してください。
- (3) インターネット・ライン・SNS・携帯電話に関わるトラブルや、呼び出しなどの事件が発生しています。取り扱い等、十分注意するようにしてください。

### 9. ゲートキーパーについて

「ゲートキーパー」とは、命の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

以下の点に注して子どもたちを見守ってください。

- (1) 心身の健康(心身ともに健康であること)
- (2) 安定した社会生活(良好な家族・対人関係、充実した生活、経済状況、地域のつながりなど)
- (3) 支援の存在(本人を支援してくれる人、支援組織があることなど)
- (4) 周囲の理解(本人を理解する人がいる、偏見をもって扱われないなど)
- (5) その他(本人・家族・周囲が頼りにしているもの、本人の支えになるようなものがあるなど)

★万一、事故に遭ったり、何か被害に遭ったりした場合は、すぐに警察

(110番)にご連絡ください。